

(答申第110号乃至第124号)

答 申

第1 審査会の結論

公文書公開請求に対して岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った別紙「処分等一覧」に掲げる計43件の処分のうち、「削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事」について非公開とした部分（具体的には、後述する本件非公開情報1に該当する部分）については、審査請求人の請求のとおり、これを公開すべきである。

従って、これを非公開としている別紙「処分等一覧」の「番号」の欄2から6まで、8から11まで及び17から43までに掲げる計36件の決定については、変更されるべきである。

同欄7及び12から16までに掲げる計6件の処分は、原処分で非公開とした情報の一部を公開する変更処分であるが、いずれも妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

実施機関は、別紙「処分等一覧」中「番号」の欄1から6まで、8から11まで及び17から43までに掲げる計37件の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を受け、それぞれの請求について、別紙「処分等一覧」中「対象公文書の名称」の欄に掲げる対象公文書を特定した。

2 実施機関の決定

本件請求に対し、実施機関は、別紙「処分等一覧」に掲げる計37件の部分公開決定（以下「本件処分」という。）及び計6件の変更決定（以下「本件変更処分」という。）を行った。

(1) 変更決定を伴う決定

実施機関は、本件処分のうち、別紙「処分等一覧」中「番号」の欄1から6までに掲げるものに対する計6件の部分公開決定については、それぞれ、同欄7及び12から16までに掲げる変更決定を行い、原処分において非公開とした部分の一部を公開している。

これは、本件と同種の別件公文書公開請求に対し、当審査会が公開すべきと答申した情報について、当該答申を踏まえ、実施機関自ら変更決定を行ったも

のである。

これらの変更決定により公開した情報は、次のとおりである。

「削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事」のうち、被疑者等が誰かに関する情報（詳細は、後述するとおり。）を除く部分

一方、これらの変更決定によっても、なお、原処分を維持して非公開とされた情報は、次のとおりである。

(ア)本件非公開情報 1

「削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事」のうち、被疑者等が誰かに関する情報（被疑者・被告人の住所又は住所に関する情報、職業又は職業に関する情報、氏名、年齢、病状、経歴、鑑定結果、逮捕、犯罪歴及び親族の住所並びに被害者の住所、職業又は職業に関する情報、氏名、年齢及び傷害の程度）

(イ)本件非公開情報 2

被留置人の留置番号、居室番号、姓、氏名及び身分情報
決裁供覧欄、点検担当者欄並びに備考欄の警察官の姓、氏名、印影及び記号

(2) 訴訟により一部取り消された決定

審査請求人は、上記(1)の計 6 件の処分のうち、別紙「処分等一覧」中「番号」の欄 1 に掲げる部分公開決定について、別件処分と合わせて、その取消し等を求めて訴訟を提起し、当該訴訟は、判決が確定している（岐阜地方裁判所平成 23 年(行ウ)第 4 号・名古屋高等裁判所平成 24 年(行コ)第 16 号)。

確定した判決の内容(同欄 1 に掲げる部分公開決定に関するもののみ。)は、次のとおりである。

(ア) 同欄 7 に掲げる変更決定によって既に公開されている部分の取消しを求める訴えを却下する。

(イ)同欄 7 に掲げる変更決定によっても、なお非公開とされている本件非公開情報 1 に該当する部分を取り消す。

(ウ)同欄 7 に掲げる変更決定によっても、なお非公開とされている本件非公開情報 2 に該当する部分の公開を求める請求は、これを棄却する。

実施機関は、この確定判決を受け、本件非公開情報 1 に該当する部分を公開

する内容の決定を、平成 24 年 10 月 10 日付け留管第 863 号により審査請求人に通知している。

(3) その他の決定

実施機関は、本件請求のうち(1)に掲げる以外の請求、つまり、別紙「処分等一覧」中「番号」の欄 8 から 11 まで及び 17 から 43 までに掲げる計 31 件の請求に対し、それぞれ、本件非公開情報 1 及び 2 に該当する部分を非公開とする部分公開決定を行っている。

なお、これらの決定については、(1)で述べた別件答申後の決定であったために、(1)で述べた変更決定を伴う決定とは異なり、当該答申に沿って、本件非公開情報 1 及び 2 に該当する部分以外については、原処分の段階から公開しているものである。

(4) 小括

つまり、本件答申時において、実施機関は、別紙「処分等一覧」の「番号」の欄 1 に掲げる決定に関しては、本件非公開情報 2 に該当する部分を非公開とし、同欄 2 から 6 まで、8 から 11 まで及び 17 から 43 までに掲げる計 36 件の決定に関しては、本件非公開情報 1 及び 2 に該当する部分を非公開としている。

第 3 審査請求の審理の併合

審査請求人は、本件処分及び本件変更処分に関し、岐阜県公安委員会に対し、別紙「処分等一覧」中「審査請求」欄に掲げる計 15 件の審査請求を行った。

岐阜県公安委員会は、当審査会に対し、別紙「処分等一覧」中「諮問」欄に掲げる諮問を行った。

当審査会は、これらの審査請求が、同種の公文書に関し、共通する理由によって処分がなされ、審査請求人の主張も理由を一にする部分が多いことから、これらを併合して審理することとした。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

実施機関の部分公開決定及び変更決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 新聞記事は、既に一般に公開されている情報であり、条例6条第1号ただし書イに定める慣行公情報に該当する。従って、本件非公開情報1を非公開とする理由はない。
- (2) 現に実施機関は、別件情報公開決定（岐留第1201号）において、同一の新聞記事について、本件非公開情報1に該当する部分も公開しており、本件処分は、この別件情報公開決定と矛盾している。
- (3) 実施機関は、別件情報公開決定時と本件処分時とでは、保護すべき個人情報の置かれた状況が異なるため、公開する範囲も、必ずしも一致しない旨主張するが、「個人の権利利益を害するか否か」が決定時点によって異なるというのは整合性がなく、矛盾している。
- (4) そもそも新聞記事は、新聞報道によって一般に公開されたものであるほか、誰でも図書館で入手することができる。この点からも、条例6条第1号ただし書イに定める慣行公情報に該当し、非公開理由とはならない。
- (5) 次に、公文書公開決定処分は、一般の行政処分とは異なり公定力を有しており、情報公開審査会に対する諮問を経た審査庁の裁決によるほか、処分庁が自らこれを変更することは許されない。
- (6) 処分庁が自らこれを変更する場合は、情報公開審査会に諮問するべきではなく、諮問した後に処分庁が自らこれを変更することは許されない。
- (7) 従って、本件変更処分は、取り消されるべきである。

第5 当審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件非公開情報1について

本件非公開情報1は、新聞記事の一部を構成する情報であるが、岐阜県情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1号本文に規定する「個人に関する情報であつて氏名等により特定の個人が識別することができるもの」に該当することは明らかである。

ところで新聞記事は、一般に、国立国会図書館その他公立図書館において、原則として閲覧し、又は写しを入手できる状態にあるが、例えば、日刊新聞が毎日大量の新聞記事を掲載した朝刊や夕刊を発行していることに鑑みれば、その量は膨大であつて、すべての新聞記事について、何人も容易に検索できる状態にあるとは限らない。従って、新聞記事であることのみをもって、条例第6条第1号イの法令及び条例の定めるところにより又は慣行として公にされている情報として

例外的開示事由に該当するものであるとは、一概に判断することはできない。

しかし、本件請求の場合、審査請求人は、新聞の種類（例えば、特定の警察署の留置人が私費で購入した日刊紙）及び発行時期を特定していることに鑑みると、本件請求に関する新聞記事については、国立国会図書館その他公立図書館において何人も容易に閲覧等を行うことができるものであって、同号イの例外的公開事由に当たるものであると認められる。

従って、本件非公開情報 1 に関する部分を非公開とした実施機関の処分は、変更し、当該部分を公開すべきである。

2 本件非公開情報 2 について

審査請求人は、本件非公開情報 2 に該当する部分を公開すべきとする理由を具体的には提示していないが、審査請求の趣旨によれば、これも求めているとも受け取れるため、念のため、以下に検討する。

本件非公開情報 2 のうち「被留置人の留置番号、居室番号、姓、氏名及び身分情報」については、条例第 6 条第 1 号本文に規定する「個人に関する情報であつて氏名等により特定の個人が識別することができるもの」に該当することは明らかであつて、これを公開すべき例外的開示事由に当たるとも認められない。

なお、本件非公開情報 2 のうち「決裁供覧欄、点検担当者欄並びに備考欄の警察官の姓、氏名、印影及び記号」については、実施機関に確認したところ、それらの欄に押印しているのは警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員である。これらの職員は、例外的開示事由としての公務員情報から除外される条例第 6 条第 1 号ロの公安委員会規則で定める職員であつて、実施機関が非公開としたことには理由がある。

3 本件変更処分について

実施機関による公文書の公開、非公開等に関する処分は、いずれも行政処分であつて、いわゆる公定力を有することは明らかである一方、裁決等の紛争裁断作用を有する行政処分ではないため、いわゆる不可変更力はなく、一定の合理的な理由に基づいて、実施機関が自ら処分を変更することは、許されているものである。

従って、不服申立の有無や当審査会への諮問の前後などによって、実施機関が変更処分を行い得ない場合があるとの主張は、審査請求人の独自の見解に基づくものであつて相当ではない。

本件について言えば、実施機関は、別件に対する当審査会の答申を踏まえ、従来非公開とした情報の一部を変更決定によって公開したものであつて、その変更決定には、十分な合理性が認められる。

4 訴訟により一部取り消された決定について

第 2 の 2(2)のとおり、別紙「処分等一覧」中「番号」の欄 1 に掲げる部分公開

決定のうち、本件非公開情報1を非公開とした部分については、本件答申時においては、既に確定判決により取り消されているため、本件答申の対象外である。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年1月24日	・平成23年1月13日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年3月7日	・平成23年2月17日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年3月7日	・平成23年2月18日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年3月7日	・平成23年2月19日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年3月7日	・平成23年2月20日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年3月7日	・平成23年2月21日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年4月11日	・平成23年3月15日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年4月11日	・平成23年3月19日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年4月11日	・平成23年3月21日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年5月16日	・平成23年4月21日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年5月16日	・平成23年4月26日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年7月25日	・平成23年7月1日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年7月25日	・平成23年7月8日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。

平成23年8月8日	・平成23年7月15日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成23年8月8日	・平成23年7月22日付け審査請求について、実施機関から諮問を受けた。
平成24年12月18日	・実施機関から、審査請求対象処分の一部に対する行政処分取消・損害賠償請求事件における確定判決の判決文の提出を受けた。
平成24年12月26日 (第109回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)

(別紙)処等一覧

番号	公開決定日	決定内容(非公開部分)【変更の内容】	公開請求日	対象公文書の名称()欄は請求内容	審査請求		審問	
					審査請求日	審査請求の理由		
1	H22.12.6	部分公開決定 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事】	H22.11.16	新聞の削除、抹消状況記録簿 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事】	H23.1.13	過去に公開している	H23.1.24	1
2	H23.1.5				H23.1.17	公情報に該当	H23.3.7	2
3	H23.1.5				H23.1.18	公情報に該当	H23.3.7	3
4	H23.1.5				H23.1.19	公情報に該当	H23.3.7	4
5	H23.1.5				H23.2.20	公情報に該当	H23.3.7	5
6	H23.1.5				H23.2.21	公情報に該当	H23.3.7	6
7	H23.2.28	番号1の変更決定 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	変更決定	新聞の削除、抹消状況記録簿 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	H23.3.15	変更決定は違法	H23.4.11	7
8	H23.2.28							
9	H23.2.28	部分公開決定 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	H23.1.11	新聞の削除、抹消状況記録簿 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	H23.1.11			
10	H23.2.28				H23.1.11			
11	H23.2.28				H23.1.11			
12	H23.3.11	番号2から6の変更決定 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	変更決定	新聞の削除、抹消状況記録簿 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	H23.3.19	公情報に該当	H23.4.11	8
13	H23.3.11							
14	H23.3.11							
15	H23.3.11							
16	H23.3.11							
17	H23.3.30							
18	H23.3.30	部分公開決定 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	H22.11.16	新聞の削除、抹消状況記録簿 【(1)被留置人及び警部補以下の警察官に関する情報、(2)貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(貼付された新聞記事について、当該新聞記事中の被疑者等の個人情報を除き公開)】	H23.3.21	変更決定は違法	H23.4.11	9
19	H23.3.30							
20	H23.3.30							
21	H23.3.30							

(別紙) 処分等一覧

番号	公開決定日	決定内容(非公開部分)【変更の内容】	公開請求日	対象公文書の名称()欄は請求内容		審査請求		訪問
				公開請求日	公開請求理由	審査請求日	審査請求理由	
22	H23.4.13	部分公開決定 ①被留置人及び警報補以下の警察官に関する情報、②貼付された新聞記事中の被疑者等の個人情報(報)	H23.3.8	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成22年6月1日から平成22年12月31日までの文書】	H23.4.26	公情報に該当	H23.5.16	11
23	H23.4.13		H23.3.29	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成21年6月1日から平成22年12月31日までの文書】				
24	H23.5.13		H23.3.29	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成22年6月1日から平成22年12月31日までの文書】				
25	H23.5.13		H23.3.29	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成22年6月1日から平成22年12月31日までの文書】				
26	H23.5.13		H23.3.29	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成22年6月1日から平成22年12月31日までの文書】				
27	H23.5.30		H23.1.11	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成21年12月15日から平成22年12月15日までの文書】				
28	H23.5.30		H23.1.11	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成21年12月15日から平成22年12月15日までの文書】				
29	H23.5.30		H23.1.11	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成21年12月15日から平成22年12月15日までの文書】				
30	H23.5.30		H23.1.11	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成21年12月15日から平成22年12月15日までの文書】				
31	H23.5.30		H23.1.11	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成21年12月15日から平成22年12月15日までの文書】				
32	H23.5.30		H23.3.8	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成22年6月1日から平成22年12月31日までの文書】				
33	H23.5.31		H23.4.14	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
34	H23.5.31		H23.4.14	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
35	H23.5.31		H23.4.14	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
36	H23.5.31		H23.4.14	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
37	H23.5.31		H23.4.14	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
38	H23.5.31		H23.4.14	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
39	H23.6.6		H23.4.21	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
40	H23.6.6		H23.4.21	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
41	H23.6.6		H23.4.21	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
42	H23.6.6		H23.4.21	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				
43	H23.6.6		H23.4.21	新聞の削除、抹消状況記録簿 【●●●●警察署が公費で購入した被留置者回覧新聞の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの文書】				